第 110 回 電気用品調査委員会
2021 年 3 月 17 日
資料 No.5

「電気用品の技術基準の解説」の見直し依頼票

見直し依頼元：電波雑音部会

見直し依頼日：2021 年 3 月 3 日

現状解説（解説本　第 15 版　916 ページ）	見直し案	提案理由
別表第十　第 4 章　デジタル技術応用機器　1　許容値 （解説） 1.　（省略） 2.　本項の「商工業地域でのみ使用できる旨の表示」とは、（中略）・・・ 器体の表面の見やすい箇所に表示されているものをいう。 （備考）J55022 のクラス A 情報技術装置は、商工業地域でのみ使用できる旨の表示をした機器と同等な区分のものである。	（解説） 1.　（省略） 2.　本項の「商工業地域でのみ使用できる旨の表示」とは、（中略）・・・ 器体の表面の見やすい箇所に表示されているものをいう。 （備考）J55032 のクラス A マルチメディア機器は、商工業地域でのみ使用できる旨の表示をした機器と同等な区分のものである。	J55022 においては、J55013 とともに J55032 に統合されている。また J55022（H22）の有効期間は、平成 32 年(2020 年)11 月 30 日までとなっていることから、表記を J55032 に修正するべき。 J55032 は対象機器が、情報技術装置のみではなく、AV 機器を含めたマルチメディア機器である為。

（当該部解釈）

第 4 章　デジタル技術応用機器

1　許容値

1.1　雑音電界強度の許容値

雑音電界強度は、供試器から水平距離で 10m離れた点にアンテナを設置して測定したときに、次の表の左欄に掲げる周波数範囲ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

この場合において、dB は、1μV/m を 0dB として算出した値とする。

周 波 数 範 囲（MHz）	雑 音 電 界 強 度（dB）（準尖頭値）
30 以上 230 以下	30（40）
230 を超え 1,000 以下	37（47）

（備考）かっこ内の数値は、一般の家庭では使用しないものに、商工業地域でのみ使用できる旨の表示（解説 2）を付してあるものに適用する。